

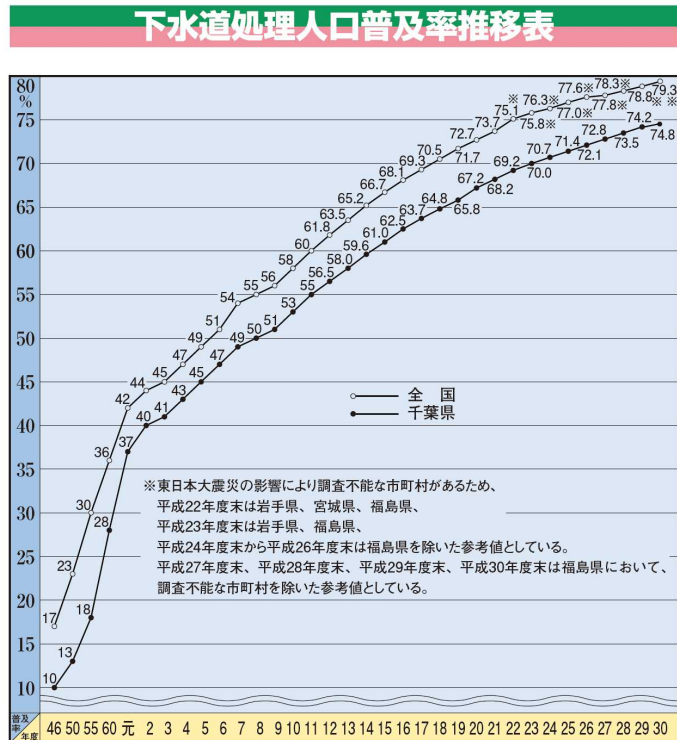
第8 下水道

下水道の概要

下水道は生活環境の改善や河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るための重要な施設であり、併せて近年は、下水道の処理水等を活用した水環境の改善や、資源循環型社会への貢献等、様々な役割が期待されています。

県内で最初の下水道事業は、昭和11年に千葉市で手がけられ、30年代になると松戸市、船橋市、佐原市（現在香取市）、柏市、市川市が相次いで着手しました。その後、昭和40年代には21市町村、50年代には5市町村、60年代には3市町村が新たに着手し、平成31年3月末現在では、36の市町村（うち、1町では雨水排除のみ）で事業を進めています。

本県の下水道処理人口普及率は平成31年3月末現在において、全体で74.8%と、全国平均79.3%を下回っている状況であることから、今後、さらに流域下水道の整備を進め、引き続き下水道の普及の促進に努めていく必要があります。



流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画は、水質環境基準の類型が指定されている公共用水域について、これを達成維持するうえで必要な下水道整備を最も効率的に実施するために、公共下水道や流域下水道などの上位計画として、下水道法に基づき、都道府県が策定します。

流総計画名	関係市町村	計画処理人口 (千人)	計画下水量 (千m ³ /日最大)	策定年月日
東京湾	32市町	4,394.6	2,552.9	H21.8.7
利根川	26市町	2,184.7	1,219.0	H24.3.28
九十九里・南房総	30市町村	348.0	173.0	H23.12.19

※東京湾流総計画については、系外流入分を含む（印旛処理区）

流域下水道の計画と現況

流域下水道は、市町村が整備する公共下水道からの下水（汚水）を受け、市町村の行政区域にとらわれることなく広域的に下水を集めて、終末処理場で浄化するものです。

県では、印旛沼流域、手賀沼流域及び江戸川左岸流域の3流域において事業を実施しています。

(1) 印旛沼流域下水道

印旛沼流域下水道は、印旛沼や東京湾の水質を保全するため、2つの処理場があり、昭和43年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、花見川終末処理場は昭和49年4月から、花見川第二終末処理場は平成6年6月からそれぞれ供用開始しています。

令和2年3月末においては、花見川終末処理場は1日平均約31万 m^3 を処理する水処理施設が稼働しています。

また、花見川第二終末処理場は、1日平均約22万 m^3 を処理する水処理施設が稼働しています。



花見川終末処理場



花見川第二終末処理場

(2) 手賀沼流域下水道

手賀沼流域下水道は、手賀沼の水質を保全するため、昭和46年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、昭和56年4月から供用開始しています。

令和2年3月末においては、1日平均約21万 m^3 を処理する水処理施設が稼働しています。



手賀沼終末処理場

(3) 江戸川左岸流域下水道

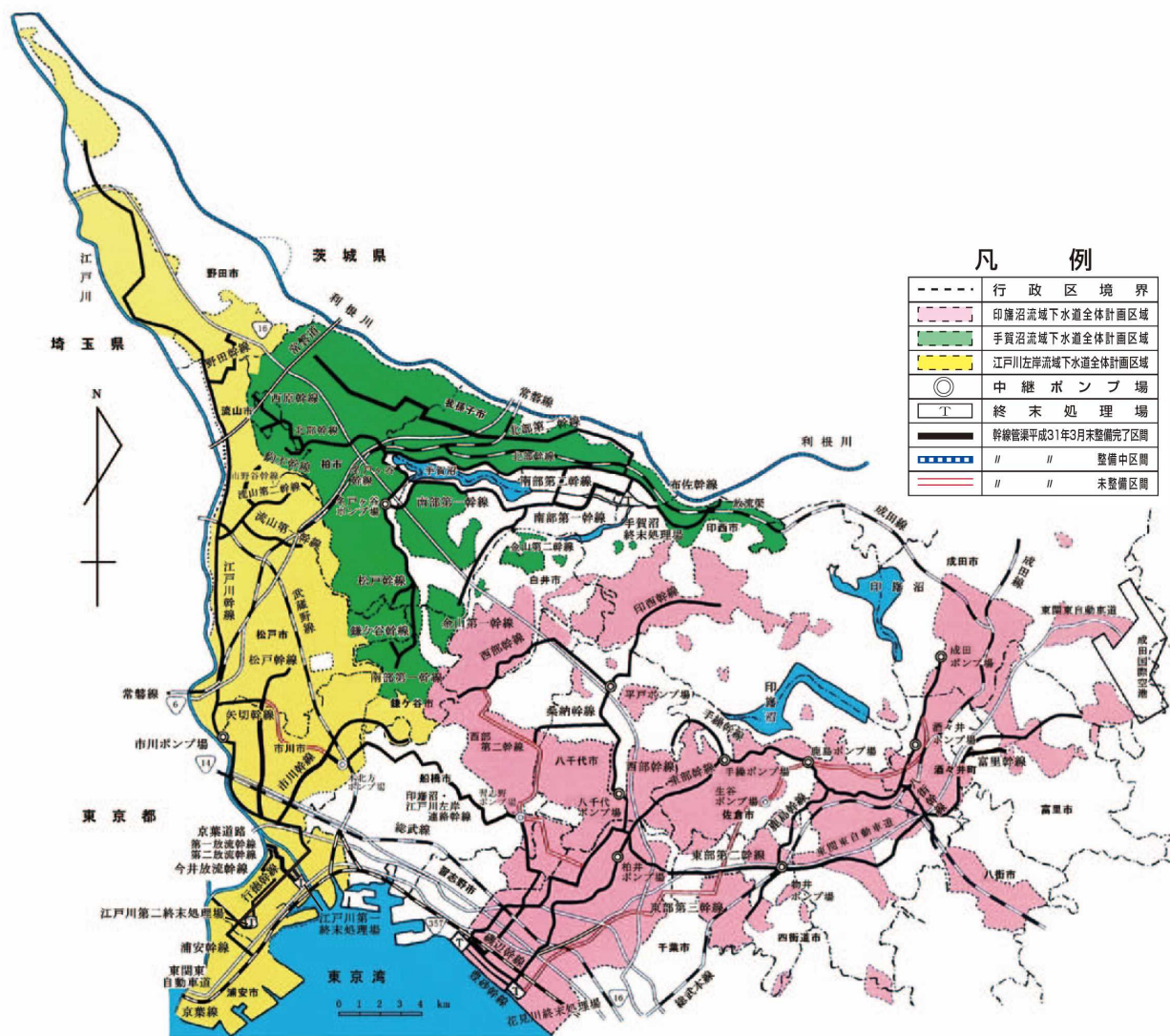
江戸川左岸流域下水道は、東京湾や江戸川の水質を保全するため、昭和47年度に都市計画決定と事業認可を受け、同年度から事業に着手し、昭和56年4月から供用開始しています。

令和2年3月末においては、1日平均約36万 m^3 を処理する水処理施設が稼働しています。



江戸川第二終末処理場

千葉県流域下水道計画図



令和2年3月31日現在

流域下水道名		印旛沼 流域下水道	手賀沼 流域下水道	江戸川左岸 流域下水道
区分				
関係都市		12市1町	7市	8市
計画面積		27,391ha	12,102ha	20,417ha
計画人口		約141万人	約66万人	約142万人
計画処理水量		約65万m ³ /日 (日平均)	約26万m ³ /日 (日平均)	約56万m ³ /日 (日平均)
ポンプ場	計画	11ヶ所	1ヶ所	3ヶ所
	供用	10ヶ所	1ヶ所	3ヶ所
管渠延長	計画	約218km	約88km	約116km
	供用	約166km	約88km	約105km
終末処理場	計画	花見川9系列	手賀沼7系列	江戸川第一9系列
	供用	// 8系列	// 5.5系列	—
	計画	花見川第二7系列	—	江戸川第二8系列+東系列
	供用	// 3系列	—	// 8系列+東系列(1/2)

※連絡幹線の管渠及びポンプ場は、印旛沼・江戸川左岸流域に重複して計上。

公共下水道及び都市下水路の計画と現況

(1) 公共下水道

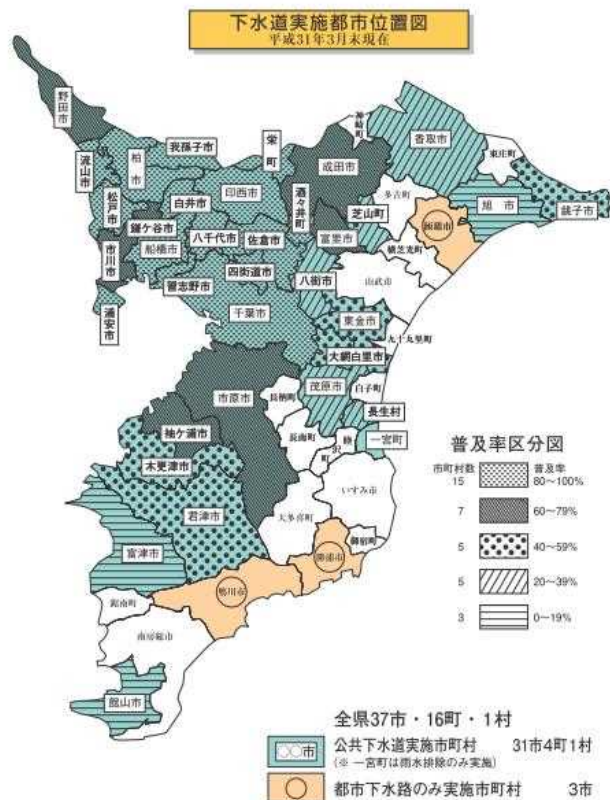
公共下水道は、下水（雨水及び汚水）を道路等の地下に埋設した下水管で排除し、汚水は末端に設置した終末処理場、または終末処理場を有する流域下水道に接続し、処理するものです。千葉県では令和2年3月末現在、36市町村で実施（うち1町では雨水排除のみ実施）されています。

(2) 特定環境保全公共下水道

この事業は、公共下水道事業のうち、市街化区域以外の地域における生活環境の整備と自然環境を保全すべき河川湖沼等の水質の汚濁を防止するため実施するものです。千葉県では昭和52年度から一部市町村で実施され、11市町村で供用されています。

(3) 都市下水路

都市下水路は、市街地内の雨水を排除し、市街地の浸水を防止するためのものであり、千葉県では22市町にわたる59か所の都市下水路の整備を完了しています。



下水道の多目的利用

処理水を有効利用することにより、うるおいのある水辺空間を創り出すなど、下水道には街づくりに対する新しい役割が期待されています。

本県では、幕張新都心地区において、花見川終末処理場の処理水を、噴水池やトイレ用水として利用する「再生水利用下水道事業」（4,120 m³/日最大）及び冷暖房の熱源として利用する「地域冷暖房事業」や、河川の流量を確保して水質保全を図るため、花見川第二終末処理場できれいにした水を海老川水系に放流する「下水高度処理水導水事業」を実施しています。